失踪宣告取消

平成２２年（家）第５６０６号
本籍新潟県豊栄市浦ノ入1411番地甲の子、住所新潟市北区朝日町１丁目９の13　増井シツヱ方
申立人（失踪者）　増井　ミチ
昭和12年５月25日生
平成22年12月２日失踪宣告取消審判確定
新潟家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第２５８４号
本籍新潟県柏崎市米山台４丁目1967番地33、住所大阪市西成区萩之茶屋３－１－10ふるさとの家
申立人（失踪者）　斎藤　浩二
昭和27年７月１日生
平成22年11月25日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第５９７２号
本籍香川県仲多度郡多度津町大字庄778番地、住所大阪市淀川区加島２丁目８番８―302号
申立人（失踪者）　石原　　猛
昭和27年９月６日生
平成22年12月１日失踪宣告取消審判確定
大阪家庭裁判所裁判所書記官

平成２２年（家）第３１４号
本籍高知県長岡郡大豊町小川181番地、住所本籍に同じ
申立人（失踪者）　小川　　清
昭和17年８月10日生
平成22年12月２日失踪宣告取消審判確定
高知家庭裁判所裁判所書記官

除権決定

次の申立人の申立てによって別紙目録表示の有価証券について公示催告をしたところ、定められた下記権利を争う旨の申述の終期までに適法に権利を争う旨の申述をし、かつ、有価証券を提出する者がなかったので、前記の有価証券の無効を宣言する。

平成２２年（へ）第１号
広島県福山市水呑町字大谷3399番地の５
申立人　とまと通運株式会社
代表者代表取締役　中村　直美
権利を争う旨の申述の終期　平成22年11月26日
平成22年12月３日　　周南簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　ＧＹ51637
金額　2,117,500円
支払期日　平成22年10月31日
支払地　山口県下松市
支払場所　株式会社山口銀行下松支店
振出日　平成22年６月30日
振出地　山口県下松市
振出人　株式会社サンキュウ・トランスポート・中国　代表者代表取締役　田巻　源七
受取人　申立人
最終所持人　申立人

平成２２年（へ）第１号
鹿児島県霧島市国分重久627番地１
申立人　有限会社国分新生社印刷
代表者代表取締役　岡崎　洋人
権利を争う旨の申述の終期　平成22年11月30日
平成22年12月２日　　加治木簡易裁判所
（別紙）　目　録
約束手形　１通
手形番号　Ａ732874
金額　531,955円
支払人　株式会社九州タブチ　代表取締役　桑野　正敬
支払期日　平成22年７月20日
支払地　鹿児島県霧島市
支払場所　株式会社鹿児島銀行国分支店
振出日　平成22年３月23日
振出地　白地
振出人　株式会社九州タブチ　代表取締役　桑野　正敬
受取人　申立人
最終所持人　申立人

別紙目録記載の権利について公示催告をしたところ、権利の届出の終期である平成22年11月30日までに、適法な権利の届出又は権利を争う旨の申述がなかったので、上記権利は失権する。

平成２２年（へ）第１号
札幌市東区伏古一条２丁目３番28号
申立人　門別　晃則
札幌市西区琴似二条５丁目１番３―903号
申立人　鳩沢　チヨ
権利の届出の終期　平成22年11月30日
平成22年12月２日　　静内簡易裁判所
（別紙）　目　録
下記土地についてなされた札幌法務局日高支局大正５年４月20日受付第478号借賃権設定登記
原因　大正５年４月20日設定
借賃　１ヶ年25円
存続期間　20年
賃借権者　沙流郡荷菜村２番地　平目うさふてとく
記
⑴沙流郡日高町富川西一丁目104番　畑　146㎡
⑵沙流郡日高町富川西一丁目105番　原野　3265㎡
⑶沙流郡日高町富川西一丁目106番　宅地　265・86㎡
⑷沙流郡日高町富川西一丁目107番１　畑　384㎡
⑸沙流郡日高町富川西一丁目107番２　宅地　178・22㎡
⑹沙流郡日高町富川西一丁目134番　畑　3019㎡
⑺沙流郡日高町富川西一丁目135番　畑　120㎡
⑻沙流郡日高町富川北一丁目281番１　田　4440㎡
⑼沙流郡日高町富川北一丁目281番２　田　2149㎡
⑽沙流郡日高町富川北一丁目281番３　用悪水路　904㎡

平成２２年（へ）第２号
札幌市東区伏古一条２丁目３番28号
申立人　門別　晃則
権利の届出の終期　平成22年11月30日
平成22年12月２日　　静内簡易裁判所
（別紙）　目　録
下記土地についてなされた札幌法務局日高支局大正４年４月10日受付第584号借賃権設定登記
原因　大正４年４月９日設定
借賃　１ヶ年金21円40銭
存続期間　20年
賃借権者　沙流郡門別村大字佐瑠太村番外地　沼田　柳平
記
⑴沙流郡日高町富川北一丁目324番１　田　3658㎡
⑵沙流郡日高町富川北一丁目324番２　田　881㎡
⑶沙流郡日高町富川北一丁目324番３　用悪水路　137㎡

破産手続における保全管理命令

平成２２年（フ）第５８１号
長崎県長崎市上小島４丁目10番17号
債務者　株式会社丸二タクシー
１　主文　破産手続開始の申立てにつき決定があるまでの間、債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　弁護士　福田　浩久
平成22年12月９日　　長崎地方裁判所民事部

破産手続開始

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第９００号
栃木県宇都宮市陽南３丁目12番30号
債務者　医療法人賢仁会
代表者理事長　田宮　洋子
１　決定年月日時　平成22年12月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　竹澤　一郎
４　破産債権の届出期間　平成23年１月11日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年３月４日午後３時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２２年（フ）第８５６号
神奈川県小田原市柳新田47番地の５
債務者　有限会社舞姿商店
代表者代表取締役　保田　照雄
１　決定年月日時　平成22年12月13日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
３　破産管財人　弁護士　小澤　靖志
４　破産債権の届出期間　平成23年１月14日まで
５　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成23年４月13日午前11時30分
横浜地方裁判所小田原支部民事部